

第1章 中央区教育振興基本計画の改訂について	1
1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の目的および位置付け等	1
(1)目的 ······	1
(2)位置付け	1
(3)計画の範囲	2
(4)計画の期間	2
(5)計画の進行管理	2
(6)その他	2
3 中央区基本計画等の他の計画との関係	2
第2章 教育における現状と今後の動向	3
1 教育を取り巻く環境の変化	3
2 「教育の中央区」の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 中央区の子どもの人口	4
(1)人口の推移	4
(2)園児・児童・生徒数の推移	5
(3)園児・児童・生徒数の将来推計	6
第3章 「教育の中央区」が目指す基本的な考え方	7
1 中央区教育委員会の教育目標	7
2 中央区が目指す教育の将来方向	8
(1)第一の視点「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開	9
(2)第二の視点「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり…	1 0
(3)第三の視点「社会全体」で支える子どもの健全な育成	1 1
第4章 後期5年間に重点的に取り組む施策	1 2
1 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開	1 6
(1)確かな学力の向上	1 6
(2)豊かな心・社会性を育む教育の充実	2 1
(3)健康な体をつくる教育の充実	2 6
(4)特別支援教育の充実	3 0
(5) 就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性	3 3
(6) オリンピック・パラリンピック教育の推進 ····································	3 7
2 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり	4 0
(1) 教員の資質と能力の向上	4 0
(2)子どもと保護者に期待される学校づくり	4 3
(3)信頼される学校づくり	4 6
(4)良好な学校環境の充実	4 9

3 「社会全体」で支える子どもの健全な育成	5 1
(1)地域との連携による子どもの健全な育成	5 1
(2)家庭教育力の向上	5 5
(3) 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援	5 7
第5章 改訂教育振興基本計画の実現に向けて	6 0
1 国や東京都への積極的な働きかけ	6 0
(1)教職員の人事権の移譲	6 0
(2)学級編制や教職員の配置の弾力的な運用	6 0
2 教育委員会活動のさらなる充実に向けて	6 0
(1)教育委員会による点検評価	6 1
(2)教育委員会活動の活性化	6 1
用語の説明	6 2
参考「中央区の教育環境に関する基本条例」	6 8
中央区教育振興基本計画改訂検討委員会における検討経過	7 0
中央区教育振興基本計画改訂検討委員会委員名簿	7 1

第1章 中央区教育振興基本計画の改訂について

1 計画改訂の趣旨

中央区教育委員会では、平成22 (2010) 年3月に「教育基本法」に示された理念の実現と、 教育振興に関する施策の総合計画である「中央区教育振興基本計画」を策定し、教育目標の 実現のため各施策を総合的・計画的に推進してきました。

本計画が前期計画期間(平成22 (2010) ~26 (2014) 年度)の満了を迎えるにあたり、各施策の進捗状況やこの間における社会情勢の変化、中央区内外の教育を取り巻く新たな状況の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い後期計画期間(平成27 (2015) ~31 (2019) 年度)における教育施策の着実な前進を図るため、中央区教育振興基本計画を改訂しました。

中央区基本計画2013(平成25(2013)3月策定) 『子どもが輝く子育で・教育のまちづくり』(抄)

<10年後の姿>

- 働く保護者も安心して子どもを預けられ、子育ての喜びを感じながら、ゆとりを持って子どもを産み育てていくことができる環境ができています。
- 子どもが地域全体から見守られ、身近な地域で安心して自主的に活動し、自由 に遊び、友だちと触れ合いながら、安全に暮らすことができています。
- 特別な配慮を必要とする子どもたちが本区において将来自立した生活を実現 するための基盤が整っています。
- 子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を培い、個性と能力をはぐくみながら、いきいきと学んでいます。
- 計画的な学校施設の改築・改修等や時代のニーズを踏まえた施設機能の充実により、子どもたちが安全に安心して学校生活を過ごせる環境ができています。

2 計画の目的および位置付け等

(1) 目的

本計画は、教育委員会の教育目標と中央区が目指すこれからの「教育」の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に明らかにし、併せてその内容を区民に分かりやすく示すことを目的とします。

(2) 位置付け

教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は「主に教育委員会が所掌する学校教育および学校教育との関連において必要とされる図書館等の社会教育分野」とし、学校教育振興の総合計画とします。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、生涯学習・子育て支援等の関連部局との連携を図っていきます。

(4) 計画の期間

① 基本施策

基本施策は、現行の教育振興基本計画の期間である平成22(2010)年度から31(2019) 年度までの10年間において、「本区が目指す教育の将来方向」です。

なお、今回の改訂で「オリンピック・パラリンピック教育の推進」を新たな基本 施策に加えました。

② 個別施策

個別施策は、前期に引き続き後期5年間(平成27(2015)年度~31(2019)年度) に重点的に取り組むべき具体的な施策です。

なお、計画期間内においても、教育環境の変化や制度等に変更が生じた場合には 必要に応じた見直しを行います。

(5) 計画の進行管理

教育委員会の教育目標の実現に向け、本計画における施策の着実な実施を進行管理していくために、毎年度実施している「教育委員会の点検・評価」を活用していきます。

(6) その他

本計画の改訂にあたり、平成26 (2014) 年7月に「中央区教育振興基本計画改訂検討委員会」を設置し、前期5年間における施策の進捗状況の検証や改訂の内容等についての検討を行いました。 (検討経過および委員名簿については、70頁・71頁参照)

3 中央区基本計画等の他の計画との関係

本計画は、「中央区基本計画2013」はもとより、「中央区子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画、さらに、前期中に示された国の「第2期教育振興基本計画」および東京都教育委員会の「東京都教育ビジョン(第3次)」との整合性を図っています。

第2章 教育における現状と今後の動向

1 教育を取り巻く環境の変化

子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や高度情報化、グローバル化の進展、地球環境問題の顕在化など、さまざまな社会情勢の変化の中にあって大きく変わってきています。こうした中、国においては、平成25(2013)年6月に社会を生き抜く力の育成や未来への飛躍を実現する人材の養成などを目指した「第2期教育振興基本計画」を策定し、5年間で実施すべき教育振興に関する総合計画を示しました。

また、東京都教育委員会においては、平成25 (2013) 年4月に、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培うことを基本理念とした「東京都教育ビジョン(第3次)」を策定しました。

さらに、全国的ないじめ問題を背景とした、「いじめ防止対策推進法」が平成25 (2013) 年9月に施行されるとともに、12月には中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」が提示され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化等を図るために、教育委員会制度改革が平成27 (2015) 年4月に実施されることとなりました。

就学前教育では、平成24 (2012) 年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」により、平成27 (2015) 年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に基づき、教育・保育の一体的提供を推進させるなど、義務教育につながる就学前からの教育の充実が求められています。

平成32 (2020) 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、次代を担う子どもたちが、知・徳・体をバランスよく身に付けるとともに、平和な社会の実現に貢献できる人間に成長することが期待されています。

2 「教育の中央区」の推進

わが国の文化、商業、情報の中心として発展してきた本区は、江戸時代より受け継がれる伝統文化と、時代をリードする最先端の文化が調和するまちです。このような都市機能が集積する本区の特性から、地域や企業の協力を得て教育資源として活用できる一方、自然環境との触れ合いという面では制約があります。

学校教育では、学制発布以来、各学校は地域に支えられながら歴史と伝統を築いてきており、また、ほとんどの幼稚園が小学校に併設されていることや、最近では区全体の人口増加を背景に一部地域での児童の急増がみられるなどの特性を持っています。

本区はかねてより「教育の中央区」を掲げ、平成11 (1999) 年4月には全国初となる「教育環境に関する基本条例」を制定し、子どもの教育環境に対する大人の責任を明確にし、その維持向上に努めてきました。近年では、平成14 (2002) 年6月に「中央区の教育を考える懇談会」、平成16 (2004) 年6月に「中央区学校教育検討会」、平成18 (2006) 年7月には「教育の中央区学校づくり検討会」を設置し、本区における新しい学校・学校教育像の構築に向けた研究・検討を行い、学力向上や一人ひとりに応じた教育を推進するとと

もに、平成22 (2010) 年には「中央区教育振興基本計画」を策定し、本区教育目標の実現 に向けて着実な教育施策を推進しています。

また、定住人口の回復に伴う子どもの人口増に的確な対応を図るため、平成24 (2012) 年度に「教育環境の整備に関する基礎調査」を実施し、教育施設整備の基本的方向性を整理するとともに、その実現に順次着手しています。

こうしたこれまでの取組を発展させ、教育環境の変化に対応した総合的・計画的な教育施策を推進していきます。

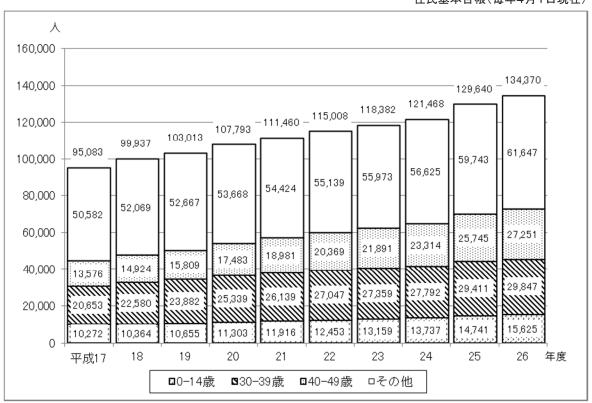
3 中央区の子どもの人口

(1) 人口の推移

国全体が少子高齢化で人口減少に向かう中で、本区の定住人口は、力強く増え続けています(図1)。特に、30代・40代の子育て世代を中心とする増加により、年少人口が急速に増加しています。

(図1) 本区の人口の推移

住民基本台帳(毎年4月1日現在)



注; 平成24(2012)年7月9日に外国人登録法が廃止されたことに伴い、平成25(2013)・26(2014)年度は住民基本台帳に 登録された外国人を含む。

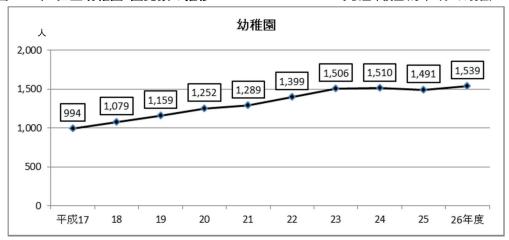
(2) 園児・児童・生徒数の推移

平成17 (2005) 年度から平成26 (2014) 年度にかけての区立幼稚園の園児数、区立小学校の児童数、区立中学校の生徒数を見ると、区立幼稚園、区立小学校ともに園児数・児童数が伸びています(図 2 - 1 ・ 2 - 2)。

また、区立中学校については生徒数の減少があったものの、この4年間は1,300人を超えています(図 2-3)。

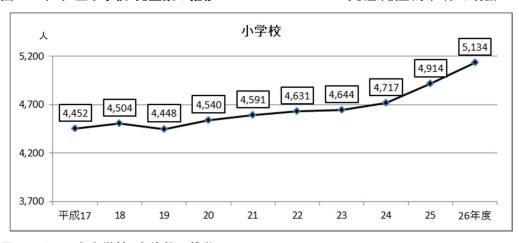
(図2-1) 区立幼稚園・園児数の推移

学校基本調査(毎年5月1日現在)



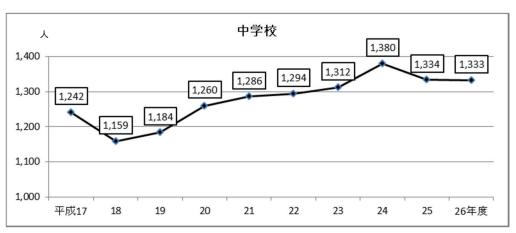
(図2-2) 区立小学校・児童数の推移

学校基本調査(毎年5月1日現在)



(図2-3) 区立中学校・生徒数の推移

学校基本調査(毎年5月1日現在)



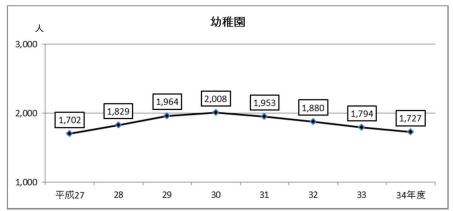
(3) 園児・児童・生徒数の将来推計

本区の人口推計では、当面転入超過による人口の増加が続き、平成30 (2018) 年には145,500人、平成35 (2023) 年には149,200人に達すると予測しています。

このような状況から、区立幼稚園の園児数は、平成30 (2018) 年度までは増加が続き、以降、徐々に減少し、区立小学校の児童数および区立中学校の生徒数は、平成34 (2022) 年度までは、増加が続くものと予測しています(図3-1・3-2・3-3)。

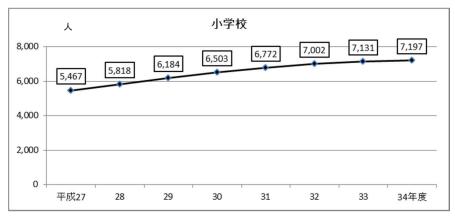
(図3-1) 区立幼稚園・園児数の将来推計

(毎年度4月1日現在)



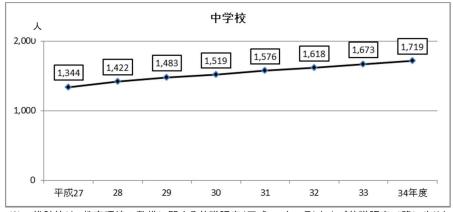
(図3-2) 区立小学校・児童数の将来推計

(毎年4月1日現在)



(図3-3) 区立中学校・生徒数の将来推計

(毎年4月1日現在)



※1 推計値は、教育環境の整備に関する基礎調査(平成25年2月)および基礎調査以降に生じた 晴海地区の新たな開発計画の進捗による児童数等の増加を加えたもの。

^{※2} 都市計画決定前の開発計画(オリンピック・パラリンピック選手村跡等)は含まず。

第3章 「教育の中央区」が目指す基本的な考え方

1 中央区教育委員会の教育目標

中央区教育委員会は、「次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指す」とともに、「区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援する」ため、次の「教育目標」を掲げています。

● 教育目標

- 子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように
 - ・ 思いやりの心、健康な体、強い意志を持つ人
 - ・ すすんで学び、考え、行動する人
 - ・ 人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

○ 子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむ ことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

また、この「教育目標」の実現に向けて、4つの「基本方針」を定め教育行政を推進しています。

● 基本方針

- ① 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進
- ② 個性や能力を伸ばす教育の推進
- ③ 健康な体づくりの推進
- ④ 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

2 中央区が目指す教育の将来方向

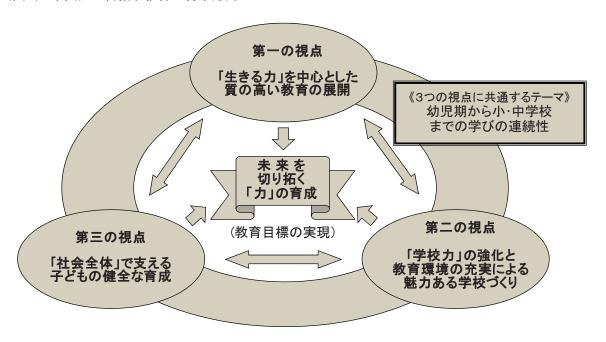
教育目標における4つの基本方針は、「知(確かな学力)」「徳(豊かな心)」「体(健 やかな体)」の3分野別の方針と生涯学習支援に関する方針から構成されています。

本計画では、この基本方針に共通する「教育内容」「教育の場」「家庭・地域」の3つ の視点から体系化し、教育施策の展開を図ります。

すなわち、第一の「教育内容」は「『生きる力』を中心とした質の高い教育の展開」、第二の「教育の場」は「『学校力』の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり」、さらに第三の「家庭・地域」は「『社会全体』で支える子どもの健全な育成」として、3つの視点から構成し、今後の本区における教育の将来方向を整理しました。

また、就学前教育から義務教育9年間に至る「幼児期から小・中学校までの学びの連続性」を3つの視点に共通するテーマとしています(図4)。

(図4) 中央区が目指す教育の将来方向



(1) 第一の視点「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

第一の視点の基本施策

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 豊かな心・社会性を育む教育の充実
- (3) 健康な体をつくる教育の充実
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性
- (6) オリンピック・パラリンピック教育の推進

学習指導要領では、次代を担う子どもたちに必要な力は、自己の未来を見据え、現実に正対しながら、自己の能力を最大限に発揮できる力、すなわち「生きる力」を育むことの重要性が指摘されています。そのためには、①基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、それらを活用する力を高め、思考力・判断力・表現力の育成を図る「確かな学力」、②他者を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、③たくましく生きるための「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた教育を推進することが重要です。

特に、グローバル化・情報化など社会の急速な進展や東日本大震災など予想を超えた 困難に直面する状況においても、子どもたちが、主体性を発揮しつつ協同しながら将来 を創造していけるよう、より質の高い教育を展開していきます。

現在、国においては、次期学習指導要領の改訂に向け、道徳教育や新たな英語教育の在り方、基礎力・思考力・実践力の一層の育成、アクティブ・ラーニングの充実などの検討が進められており、今後、本区においてもこうした動向を注視しつつ、必要な取組を推進していきます。

特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの教育では、一人ひとりの個性や能力を 最大限に伸ばし、社会的自立や生きる力の育成を推進するとともに、教育、福祉、医療、 保健等の関係機関が連携した支援の構築を進めていきます。

また、人間形成の基礎を培う就学前教育の充実や「小1プロブレム」「中1ギャップ」への適切な対応を図るため、保育所・幼稚園、小学校、中学校の交流・連携を進め、就学前教育から義務教育9年間に至る学びの連続性を確かなものにします。

さらに、平成32 (2020) 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を学校教育に生かし、「オリンピック・パラリンピック教育」を通して、子どもたちの健全な心や体を育むとともに、国際交流およびボランティア活動にも寄与できる子どもたちの育成を推進します。

(2) 第二の視点「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり

第二の視点の基本施策

- (1) 教員の資質と能力の向上
- (2) 子どもと保護者に期待される学校づくり
- (3) 信頼される学校づくり
- (4) 良好な学校環境の充実

学校教育では、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を凝らした教育活動を展開しており、学校・幼稚園は、子どもや保護者、地域から期待され、信頼される場であることが重要です。本区では、これまでも学校・幼稚園が地域とともに歩み、地域に根ざした特色ある教育活動を活発に進めながら、魅力ある学校づくりを推進してきました。

しかしながら、近年では、生活指導や学習指導にとどまらず、団塊世代の大量退職に 伴い増加する若年教員への指導力の向上、さらには、保護者との連携・協力の在り方な ど、さまざまな課題に直面しており、その解決が求められています。

学校が信頼される場であり続けるためには、これらの課題に的確に対応し、解決を図る力、つまり学校の総合的な教育力となる「学校力」を高めていくとともに、その学校を支える教育環境の充実なくして、質の高い教育の実践は望めません。

そのため、これまで取り組んできた教員研修の強化や学校評価を踏まえた学校運営の改善、開かれた学校づくりの推進などに加え、多様化する教育課題に対して組織的・機動的に問題を解決するため、「学校力」の向上と魅力ある学校づくりをさらに推進していきます。また、地域との連携による魅力ある学校づくりを推進するとともに、信頼と期待に応える学校運営の改善を積極的に進めていきます。

良好な学校環境においては、子どもたちが安全に安心して過ごせる学校環境の整備をはじめ、将来の人口動向を的確に見極めながら学校施設の増改築を計画的に進めていきます。また、良好な教育環境を維持していくために学校施設の適切な保全を進めるとともに、多くの人が使いやすい教室・校園舎のユニバーサルデザインや防災機能を高めた学校づくりを推進します。

(3) 第三の視点「社会全体」で支える子どもの健全な育成

第三の視点の基本施策

- (1) 地域との連携による子どもの健全な育成
- (2) 家庭教育力の向上
- (3) 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援

明治以来、本区学校の歴史を紐解くと、学校は地域と密接に関わり合い、地域の力に 支えられながら共に歩んできました。

教育基本法では「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」および「家庭教育」について示されており、これまでも学校・家庭・地域がそれぞれの役割を持ち、相互に連携しながら、子どもたちの健全育成を図ってきました。

しかし、社会情勢が複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する今日では、子どもの健全育成について学校が中心となりながらも、学校・家庭・地域がさらに連携・協力し、一体となって取り組むことが強く求められます。

また、子どもへの教育の第一義的な責任は家庭にあり、家庭教育はすべての教育の出発点です。特に、家庭は、しつけや礼儀作法などの基本的な生活習慣を身に付ける場であるとともに、自立心を育成するなど、子どもの健全な発達に大きな役割を担っています。

家庭が学校や地域とのつながりを深めていくことで、地域コミュニティからのサポートや家庭教育への支援に結び付くなど、親の教育力を支える施策の充実が子どもの健全育成につながる大切な点です。

「社会全体」で支える子どもの健全な育成を図るため、教員よる教育的アプローチだけではなく、さまざまな分野で活躍している地域の人材や地域ボランティア、教育資源を学校に取り入れるとともに、PTAや同窓会、おやじの会など、学校・幼稚園を支援するさまざまな団体との連携・協力を通じて、子どもの健全育成やさまざまな課題への対応を多面的に推進します。

近年、交通事故や自然災害に加え、子どもの安全を脅かす事件・事故が増加している ことから、学校・家庭・地域が連携して、子どもの安全を守る環境整備や、子どもたち に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育・防災教育に取り組んでいきます。

さらに、生涯学習においては、区民が地域の中で生き生きと活動し、充実した人生を 送るための支援として、図書相談の強化や子どもの読書活動の推進など、図書館機能の 充実を図ります。

また、学校施設の開放により、地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携を図り、地域住民とのふれあい、多世代の交流を通した子どもたちの健全育成やスポーツの機会の充実など、生涯学習活動への支援も推進していきます。